



対象の人は忘れずに 予防接種のお知らせ

問合せ先／健康づくり課 (978-7100)



①風しんワクチン

妊娠初期の女性が感染すると赤ちゃんに障害がおこる「先天性風しん症候群」の発生を予防するため、風しんワクチン予防接種の接種費用を一部助成します。風しんの抗体価が低く、予防接種が必要と判定された人で接種を希望する人は、健康づくり課窓口で手続きを行ってください。

○助成期間

4月1日～令和4年3月31日

○対象

抗体検査で予防接種が必要であると判定された町民で、次の①または②に該当する人

- ①妊娠を予定、希望する女性
- ②妊娠をしている女性の同一世帯の人

○助成額（差額は自己負担）

- 風しん・麻しん混合ワクチン（MR）5,000円
- 風しんワクチン 4,000円

○接種までの流れ

- ①東部保健所に抗体検査を申し込む
- ②抗体検査を医療機関で実施
- ③抗体検査の結果通知をもらう（抗体がある場合は終了。抗体がない場合は④へ）
- ④健康づくり課窓口へ結果通知と認印を持参し、予防接種の申し込みを行う
- ⑤指定医療機関を予約し、予防接種を受ける
- ⑥接種した医療機関で差額分の接種費用を支払う

○その他

女性は接種前1か月と接種後2か月は妊娠しないように注意してください。県が助成している抗体検査以外にも、自費、妊婦健康診査などで実施した検査結果でも助成申し込みは可能です。

※同居のご家族で昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は、令和元年度から3年間、「国の緊急風しん対策」で風しん抗体検査と予防接種（抗体の低い人）を無料で実施しています。



②MR2期（麻しん・風しん混合）

幼少期に1回接種していると思いますが、年長児に追加（2回目）接種することで、免疫力が増加します。1回目の接種で免疫がつかなかった人や1回目を受けなかった人にも効果的です。自己負担金はありません。

○対象

平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ

○持ち物

予診票、母子手帳、健康保険証



③高齢者肺炎球菌ワクチン

肺炎を引き起こす細菌の一種で高齢者の肺炎では最も多く、予防には肺炎球菌ワクチン接種が効果的です。過去に1度でも肺炎球菌ワクチンを接種したことのある人は、定期予防接種として接種できませんのでご了承ください（自費での接種も含む）。

○対象

- ①町内に住所があり、令和3年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人
- ②接種当日60歳以上65歳未満で心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級を所持している人、または同等の人（身体障害者手帳を持参し、事前にご連絡ください）

○自己負担金

4,260円

※生活保護受給者は事前申請がある場合は免除

○持ち物

予診票、健康保険証、自己負担金、身体障害者手帳（②の人のみ）

②・③共通事項

対象の人には予診票と案内を送付します。医療機関で予約を取り、体調の良い時に接種してください。接種期限の令和4年3月31日を過ぎると助成が受けられなくなります。ご注意ください。

町内、伊豆の国市、伊豆市以外の県内で接種を希望する人は医療機関宛の依頼書が必要です。1週間程度の余裕をもって健康づくり課へご連絡ください。

静岡県後期高齢者医療保険料

軽減措置などが変わります

令和3年度の後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」の軽減措置や旧ただし書所得の算定が次のとおり改正されます。

※均等割額および所得割率自体の改正はありません。

▼保険料均等割の軽減措置の特例見直し

均等割額は、所得の低い人の負担軽減を図るため、世帯の所得の状況に応じて、法令により軽減措置（7割軽減、5割軽減および2割軽減）がとられています。

なお、令和2年度までは特例的に軽減割合が上乘せされてきましたが、世代間の公平を図り、医療保険を将来にわたり安心できる制度にする観点などから、次のとおり段階的に特例が見直され、本来の軽減割合に戻ることにとなりました。

年度	軽減判定所得基準額※1	33万円以下（かつ、被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない場合）※2	33万円以下
平成30年度まで	9割軽減【4,000円】		8.5割軽減【6,000円】
令和元年度	8割軽減【8,000円】※3		8.5割軽減【6,000円】
令和2年度	7割軽減【12,600円】※3		7.75割軽減【9,400円】
令和3年度	7割軽減【12,600円】		

- ※1 軽減判定所得基準額は、世帯主および世帯の被保険者全員の前年中の総所得金額等の合計です。
- ※2 【 】内の金額は、均等割額（平成30年度・令和元年度は40,400円。令和2年度・3年度は42,100円）に対する軽減後の保険料額です。
- ※3 介護保険料の軽減強化や令和元年10月から実施の年金生活者支援給付金の支給といった支援策の対象となります（ただし、世帯に住民税が課税されている人がある場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は国民年金保険料の納付実績などに応じて異なります）。

区分	世帯主およびすべての被保険者の総所得金額等の合計
7割軽減	43万円+（給与所得者などの数※-1）×10万円以下のとき
5割軽減	（43万円+（給与所得者などの数-1）×10万円+28万5千円×被保険者数）以下のとき
2割軽減	（43万円+（給与所得者などの数-1）×10万円+52万円×被保険者数）以下のとき

※一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金などに係る所得を有する者（公的年金などの収入金額60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））。公的年金などに係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円となるよう読み替えます。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。

▼均等割額の軽減判定基準額の見直し

一定の給与所得者などが2人以上いる世帯については、税制改正により、軽減措置に該当しなくなる場合があります。軽減判定基準を見直します。

▼旧ただし書所得の算定方法の見直し

税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられました。後期高齢者医療制度においては、地方税法の規定を引用している部分があるため、所得割額の算定に用いる「旧ただし書所得」の算出方法を見直します。

年間保険料の計算方法

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

= 42,100円 + 旧ただし書所得〔前年の総所得金額等 - 43万円〕× 0.07%